

建築基準法などの改正に関する説明会 質問・回答

日時：令和7年2月17日（月）10時00分～

会場：足立区役所 南館13階 大会議室A

共催：足立区 建築審査課

一般社団法人 東京都建築士事務所協会 足立支部

質問(要旨)	回答
<p>次の場合、確認申請は必要か。</p> <p>① 木造2階建てを平屋に改築するとき</p> <p>② 木造2階建てのままで面積を減らす改築をするとき</p>	<p>① 改築後の平屋が延べ面積200平方メートル以下の場合には不要です。</p> <p>② 不要です。ただし、全体の面積は減っても、増築する部分がある場合、同時に大規模修繕・模様替えを行う場合は、確認申請が必要です。</p>